

安全だより

令和4年度 第5号
発行 令和5年3月

本部事務局

Tel.079-291-4000 URL : <http://www.himeji-sjc.or.jp/>

香寺連絡所 Tel.079-232-7600

安富連絡所 Tel.0790-64-8525

夢前連絡所 Tel.079-336-1600

家島連絡所 Tel.079-325-0311

★ 令和5年度からの当センターの各基準等の 新設や変更についてのお知らせ

安全就業基準と就業制限基準の一部改正

- ・「石跳ね事故ゼロ」を目指して、草刈機を使用する作業では、ナイロンコードカッターは使用禁止とします。
- ・広い範囲に何も無いような場所や、チップソーを使用するとキックバックを起こしそうな場所等では使用できる場合があるので、草刈業務の担当者に確認して下さい。
- ・併せての対策として、石跳ね抑止型のチップソーの導入も検討中です。

適正就業基準の新設

- ・会員が、同一就業先に継続して就業できる期間の上限を5年とします。
- ・令和5年4月1日から起算しますが、交替する会員がいらない等のやむを得ない理由がある場合はその限りではありません。

★ 死亡事故発生の報告

令和5年1月25日(水)朝、当センター会員が、徒歩で就業先に向かっていたところ、積雪のために凍結した路面上で転倒して頭部を強打し、亡くなりました。謹んでお悔やみを申し上げます。

会員の皆様におかれましては、積雪や路面凍結の状況に十分注意するようお願いいたします。

また、当センターの安全就業基準第7条のとおり、降雪時に限らず大雨や強風などの荒天時には、就業先に確認をするなどして、無理をせずに休業について検討するよう、よろしくお願いいたします。

※ 安全就業基準より抜粋

第7条 会員は、自然災害が予測されるときは、気象情報に気を配り、事故を未然に防止するため最新情報を得るよう努めなければならない。

2 会員は、強風、暴風、豪雨等の悪天候が予想されるとき、又は、警報が発令されているときで安全が確保できない場合には、自己の責任において就業を中止しなければならない。

3 自然災害による事故防止のため就業を中止する場合は、必要に応じて発注者、共同で就業する会員及びセンターに報告しなければならない。

★ 自転車乗車時のヘルメット着用の 努力義務化について

令和5年4月1日から道路交通法が改正され、自転車の運転者は乗車用ヘルメットの着用に努めなければなりません。

自転車用ヘルメットを着用頂きますよう、お願いします。

★ 令和4年度事故発生状況について

今年度の事故発生状況は以下のとおりです。

昨年度同時期比較では、傷害事故が8件減少し、賠償事故は11件減少しており、傷害・賠償事故共に大きく減少しました。

事故を減らすには、就業会員の皆様の一人一人の安全に対する意識が重要となります。

引き続き、安全対策に注意を払って頂きますよう、よろしくお願いいたします。

※ 下記表は、令和4年度の発生件数順に記載しています。

〔傷害事故〕

就業形態	年度	2月末現在	
	年度末 令和 3年度	令和 3年度	令和 4年度
移動中(交通事故等)	10	10	6
草刈・除草等	4	4	5
清掃中	3	3	5
その他屋内作業中	8	6	3
植木剪定中	2	2	2
その他作業中	4	4	0
計	31	29	21

事故形態	年度	2月末現在	
	年度末 令和 3年度	令和 3年度	令和 4年度
交通事故	10	10	6
切れ・擦れ	4	4	4
墜落・転落	3	3	3
(蜂等に)刺され	2	2	3
動作の反動・無理な動作	1	1	2
転倒	6	6	1
激突され	2	2	1
熱中症	0	0	1
激突	2	1	0
火傷	1	0	0
計	31	29	21

〔賠償事故〕

就業形態	年度	2月末現在	
	年度末 令和 3年度	令和 3年度	令和 4年度
草刈・除草等	16	16	10
家事	0	0	2
移動中（交通事故等）	5	5	1
清掃中	2	1	1
植木剪定中	2	2	0
その他作業中	1	1	0
計	26	25	14

★ 事故に対する注意点について

事故発生件数から、以下のことを実施して下さい。

交通事故防止について

- ・通行する道路の状況に即して、安全な方法で通過する。（事例 一時停止の表示が無い交差点でも、一時停止をして左右確認をする。）
- ・自転車から降りる際は、ハンドルが思わぬ方向に曲がらないよう、しっかりと保持しておく。
- ・そうした事故が発生しそうな場所に駐輪しないよう、事前に安全な駐輪場所を検討する。
- ・より安全と考えられるルートに変更することを検討する。

交通安全について

帰宅途中には交通事故に遭わないように気を付けましょう。

〔徒歩で帰宅される方へ〕

- ・歩道のあるところでは、必ず歩道を利用する。
- ・明るい色の服を着用する。
- ・反射材の安全タスキを着用する。

〔自転車で帰宅される方へ〕

- ・必ずライトを点灯し、交通法規を守る。
- ・自転車に反射材がついているか確認する。
- ・明るい色の服を着用する。
- ・反射材の安全タスキ等を着用する。

〔自動車（単車）で帰宅される方へ〕

- ・早めにライトを点灯する。
- ・交通法規を守る。

石垣や階段等の清掃作業中の事故防止について

- ・0.5～1m程度の石垣等の清掃作業時には、昇る際は踏台を使用し、降りる際は石垣に腰を掛けて着地するなど、転落防止や着地時の衝撃緩和に努める。
- ・階段等の清掃作業時には、足元に注意し、足を滑らせないようにする。

蜂刺され防止について

特に屋外作業の場合は、下記に注意して下さい。

- ・白、黄色等、出来るだけ明るい色の服装等を着用する。
- ・蜂（特にスズメ蜂）は、黒色に激しく反応し、香水や化粧品の匂いに敏感である。
- ・蜂が近付いてきたら、遠ざかるようにする。また、作業状況によっては、手で払わずにゆっくりしやがんで動かないようにする。
- ・万が一、蜂に刺されたら、速やかに現場から離れる。
- ・必ず病院に行き診察してもらう。

移動中の足元への注意について

- ・就業開始前に転倒の恐れがある場所を確認し、そこを通過する際は特に気を付ける。

草刈中の事故について

〔対人事故〕

今年度は、チップソーを装着した草刈機を使用中に2件の対人事故が発生しました。

以前より除草作業における安全就業基準について定め、作業会員に周知をしていますが、会員の皆様には、この基準他について再確認して頂きますよう、改めてお願いします。

- ①作業中の会員相互の距離を5m以上開けること。
- ②作業時には断続的に会員相互の距離を目視確認し、接近し過ぎないようにする。
- ③斜面での作業は、鎌等の手工具を使用する。
- ④草刈機を使用する場合は、斜面の下方に向かって刈り進まない等、墜落・転落・滑落を防止する対策を講じて、作業をする。

〔対物事故〕

昨年度よりも件数は減少していますが、高い事故件数で推移しています。

引続き会員の皆様には下記のとおり対応して頂きますよう、改めてお願いします。

- ・作業箇所から20m以内に自動車、建物がある場合、防護ネットを刈払機から1m以内に設置しなければならない。また、飛散物を防ぐことができる方向に設置しなければならない。

『全国共通スローガン』

いつまでも 働く喜び
無事故から